

ひとり親家庭のための

修学資金・就学支度金の貸付



令和2年4月に高校、短大、大学などに進学予定のあ
るひとり親家庭を対象に、静岡県が修学資金や就学支
金を無利子で貸付を行います。
制度の説明や、申請に必要な書類の配布、面接の受付
を開始します。

資金の種類	貸付限度額
修学資金	高等学校以上に通学するために必要な授業料、教材費、交通費などの費用として、年4回に分けて継続的に貸付 18,000円～64,000円 (月額)
就学支度金	学校の入学時に必要となる制服などの購入費用として入学時1回に限り貸付 150,000円～590,000円

受付期間／12月2日(月)～20日(金)8:30～17:15
受付場所／保健福祉・こども・子育て相談センター(大仁庁舎)
対象者／配偶者のない人で、児童・生徒を扶養している人、または両親のいない児童・生徒
面接日時／保護者と対象となるお子さんの同席が必要です。
【第1回】令和2年1月16日(木)
【第2回】令和2年2月10日(月)
いずれも10:00～12:00、13:00～16:00(1組40分程度)
※複数のお子さんの同時貸付を希望される場合は人数分の面接枠を予約してください。
面接会場／大仁庁舎 会議室
その他／貸付が認められた場合でも、実際に貸付金が振り込まれるのは、3月末または4月末です。貸付金が振り込まれるまでは自身で入学金・学費を用意する必要があります。

保健福祉・こども・子育て相談センター
0558-76-8008

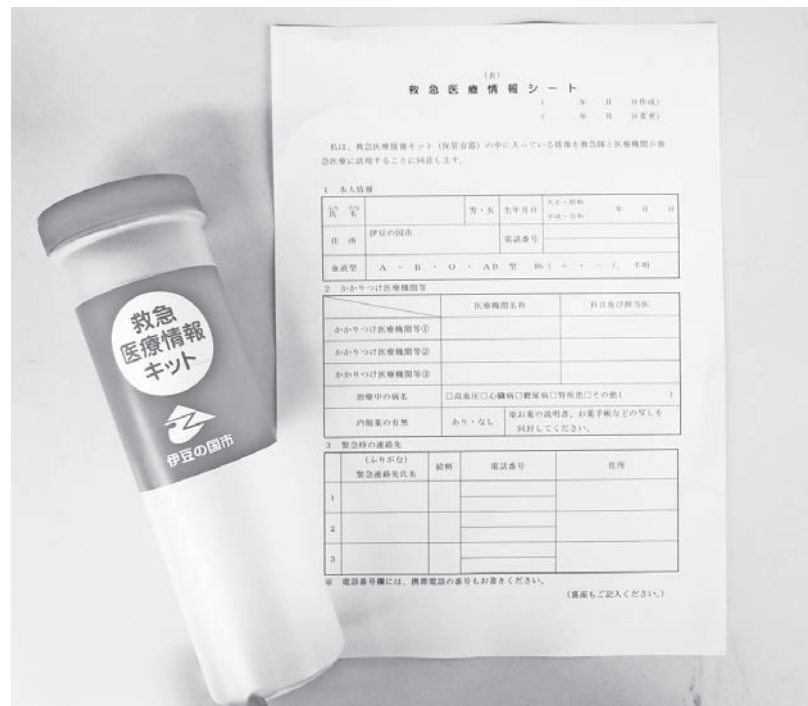
救急医療情報キットの「医療情報シート」が新しくなります

長寿福祉課 0558-76-8011

救急医療情報キットとは、高齢者や障がい者が必要な情報を保管することにより、緊急時の医療活動に活用してもらうためのものです。

このキットは平成23年度から配布していますが、このほど、キット内に入れる「医療情報シート」の書式を見直し、対象者が分かりやすく記入できるように改定しました。新しい医療情報シートは、10月までに申請した登録者に、12月から随時郵送します。

また、地域包括支援センターや長寿福祉課の窓口にも設置しているほか、市HPからも取得できます。この機会に、新しい医療情報シートへの更新をお願いします。



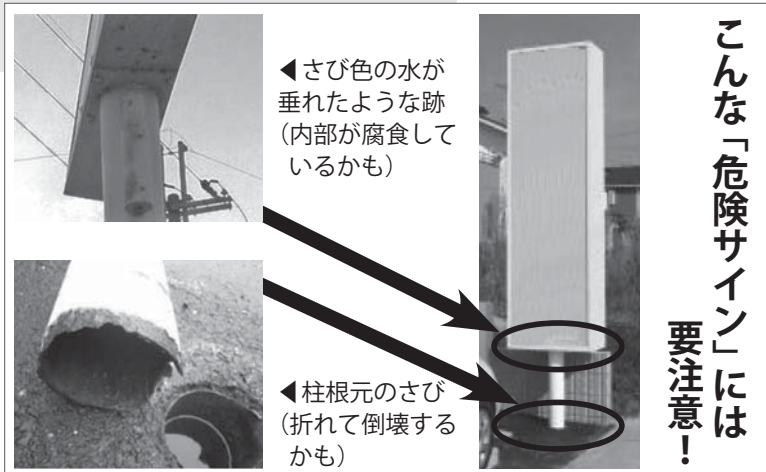
屋外広告物の安全管理の徹底を！

都市計画課
055-948-2909

10月12日、伊豆半島に上陸した台風19号では、昨年の台風同様、看板が剥がれる、傾くなどの被害がありました。看板は、時間が経てば劣化します。「今まで大丈夫だった」は通用しません。私たちの想像を超える自然の猛威に、安全管理の徹底が強く求められます。万一、看板事故で第三者に被害を与えた場合、積み重ねてきた会社やお店の信用を一瞬で失うことになりかねません。あなたの看板は、大丈夫ですか。

「世界遺産のあるまち」伊豆の国市の景観の一部となる看板の美観を保ち、事故につながるリスクを取り除くため、日頃の目視点検だけでなく、定期的な専門業者の点検や安全が確保できない看板の撤去をするなど、適切な維持管理、安全管理に努めましょう。

※看板の表示・設置には、多くの場合に許可が必要です。詳しくは問い合わせください。



こんな「危険サイン」には
要注意！

さび色の水が垂れたような跡(内部が腐食しているかも)

柱根元のさび(折れて倒壊するかも)

あなたの看板は、大丈夫ですか？



いずみ ひかり
伊豆海景
キレイな景観大好き。
最近はステキな看板に
キョーミあり。
カメラを持ってまち歩き。

お済みですか？

高齢者肺炎球菌予防接種

健康づくり課
055(949)6820

高齢者肺炎球菌予防接種は、予防接種法に基づく定期接種です。対象者には、平成31年4月に個別通知をしていますので、接種を希望する人は早めに予防接種を受けてください。
※令和2年4月1日以降は定期接種対象者となりませんので、ご注意ください。



対象／令和元年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる人で、今までに一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けていない人
【65歳】昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ
【70歳】昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ
【75歳】昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ
【80歳】昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ
【85歳】昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれ
【90歳】昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれ
【95歳】大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれ
【100歳以上】大正9年4月1日以前生まれ
期限／令和2年3月31日まで
料金／自己負担金4,260円
※生活保護世帯に属する人は自己負担が免除になります。接種前に健康づくり課で申請が必要です。